営業時間短縮要請協力金について

令和3年8月23日発行

○営業時間短縮要請の対象市町村・期間等について

県のホームページなどで最新の情報を確認してください。

●協力金の額について（中小企業又は個人事業主の場合）

■茨城県独自の緊急事態宣言、又は感染拡大市町村指定の期間

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	**金額**
8万3,333円以下の店舗	2.5万円×要請の日数
8万3,333円から25万円までの店舗	（前年又は前々年度の1日あたりの売上×0.3）×要請日数
25万円以上の店舗	7.5万円×要請の日数

■まん延防止重点措置の期間

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	**金額**
7万5,000円以下の店舗	3万円×要請の日数
7万5,000円から25万円までの店舗	（前年又は前々年度の1日あたりの売上×0.4）×要請日数
25万円以上の店舗	10万円×要請の日数

■緊急事態措置の期間

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	**金額**
10万円以下の店舗	４万円×要請の日数
10万円から25万円までの店舗	（前年又は前々年度の1日あたりの売上×0.4）×要請日数
25万円以上の店舗	10万円×要請の日数

●協力金の額について（大企業の場合）

［前年又は前々年からの1日あたりの売上高減少額×0.4（単価*）］×要請日数
※単価の上限：20万円

※**中小企業**又は個人事業主**でも**売上高や売上高減少額が多い場合は、**大企業と同様の算定方法も選択可能。**
※新規開業で、前年度以前の売上がない場合は開業日から要請の開始日の前日までの１日あたりの売上高の平均により算定
※事業承継等があった場合には、事業承継前の事業者の事業者の前年度又は前々年度の１日あたりの売上高を基に協力金の額を算定します。
※営業時間の短縮要請の期間・内容等が中途で変更になった場合、申請いただいた協力金の額を変更して支給する可能性があります（まん延防止重点措置から緊急事態措置に変更になった場合等）。

申請期限：令和３年１０月３１日（日）※郵送の場合は消印有効

○支給対象者の要件

- ◻ 通常午後8時から午前5時までの間に営業を行っている飲食店を管理する者*
- ◻ 要請の期間の開始日以前に飲食店を開業しており、営業の実態がある
- ◻ 茨城県からの営業時間短縮要請期間の全てにご協力いただいた事業者である
- ◻ 食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている者である
- ◻ 県が定めるガイドライン等に基づき感染防止対策を実施し、いばらきアマビエちゃんに登録している

○**アクリル板等（パーティション）の設置**（又は座席の間隔の確保）
○手指消毒の徹底、○食事中以外のマスク着用の推奨、○換気の徹底 など

※緊急事態措置区域に所在する酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店が,緊急事態措置期間中に終日休業した場合も協力金の支給対象となります。

○　必要書類

- ◻ 新型コロナウイルス感染症対策営業時間短縮要請協力金申請書(様式第１号。書面申請のみ)
- ◻ 協力金の振込先の通帳等の写し
- ◻ 食品営業許可証の写し（申請する店舗の分全て）
- ◻ 申請店舗の外観・内観の写真等（スマートフォンで写真撮影したものでも可）
  ①営業している事実の確認ができる外観及び内観の写真
  ②申請する店舗の分全ての元々の営業時間の短縮を告知するＨＰや店頭ポスターの写し及び営業時間が分かるもの
- ◻ 本人確認書類の写し（申請者が個人事業主の場合のみ）
- ◻ **【1店舗当たり2.5万円/日（まん延防止においては3万円/日、緊急事態措置においては4万円/日）を超える申請の場合のみ】**（共通）売上帳等の帳簿の写し、（法人の場合）法人税の確定申告書別表一の控え、（個人の場合）所得税の確定申告書第一表の控え

宣誓・同意事項

⚠ **宣誓・同意事項に反している場合は支給額を返金していただきます。**

申請者は、次の事項について宣誓が必要です。
・支給対象者の要件を満たすこと
・暴力団及び関係者等、地方公共団体など不支給要件に該当しないこと。また、暴力団及び関係者等に該当しないことを確認するため、警察本部に照会することについて承諾すること
・関係書類の提出指示、事情聴取及び立ち入り検査に応じること
・申請に係る情報について、必要に応じて関係行政機関に提供されることに同意すること
・虚偽や不正な手段により協力金を受給した場合
・営業時間短縮要請期間後も事業を継続する意思があること。
・県や業界団体が作成する新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためのガイドラインに基づく取組を実施すること

○**アクリル板等（パーティション）の設置**（又は座席の間隔の確保）
○手指消毒の徹底、○食事中以外のマスク着用の推奨、○換気の徹底　など

・営業時間短縮要請に応じた**(協力金を支給した)店舗名及び所在地を公表**することに同意すること
・**いばらきアマビエちゃんの利用者登録の推進に協力すること。**
・**県の要請に応じて、酒類の提供を終日停止又は19時までに終了（まん延防止重点措置、緊急事態措置の期間においては酒類の提供を終日停止）していること。**

○問合せ先等

【書類の提出先】
〒３１０－８５５５　茨城県水戸市笠原町９７８－６
茨城県営業時間短縮要請及び協力金問合せ窓口　宛
※書面申請は簡易書留等郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。
※対面での申請書類の受付は行いません。
【電話窓口】　電話：０２９－３０１－５３９３（９時～１７時　平日のみ）